

平成16年(モ)第7971号

申立人 シャムスリ他8396名、WALHI

被申立人 国、国際協力銀行

## 文書提出命令申立に対する意見書

平成17年1月27日

東京地方裁判所民事第49部合議A係 御中

被告国際協力銀行

訴訟代理人弁護士 前田 博



同 野宮 拓



同 二本松 裕子



上記前田復代理人弁護士 原田伸彦



同 森下真生



被告 J B I C は、頭書事件に関する原告らの 2004 年 9 月 15 日付意見書（以下「原告意見書」という。）に対し、以下のとおり反論する。

## 第 1 利益文書該当性

### 1 利益文書の意義

(1) 利益文書の意義については所謂直接説が妥当であると解するが、仮に原告らの主張するように所謂間接説に立ったとしても本件借款契約の作成目的に鑑みれば、本件円借款契約は利益文書に該当しない。

すなわち、間接説に立ったとしても、本件借款契約の作成目的が、貸付人たる被告 J B I C と借入人たるインドネシア共和国政府間の諾成的消費貸借契約という法律関係を明確化することであることは明らかである。

(2) この点、原告らは、所謂 3 条件が付された経緯から、本件借款契約は、本件プロジェクトによって影響を受ける住民の法的地位・利益を守り、移転に同意しない住民が貯水開始後も居残る事態を防ぐとともに、開発によって住民の生活水準が低下することを防止し、開発が地域住民を犠牲にしないようにすることをその目的の一つとする文書である旨主張する。

しかし、一般に、契約書の作成目的は当事者間の権利義務関係を明らかにすることにとどまり、契約当事者外の第三者の法的地位・利益を明らかにするものではない。本件借款契約においては、被告 J B I C とインドネシア政府間の法律関係、両者が負担する権利義務の内容を明確化することが作成目的であって、かかる作成目的は所謂 3 条件が本件借款契約に設けられたとしても影響を受けるものではない。

(3) また、原告らは、少なくとも所謂 3 条件に関する規定自体は原告住民らの法的地位を直接又は間接に明確するための規定である旨主張する。しかし、所謂 3 条件に関する規定も本件借款契約の内容の一部に過ぎず、他の

規定と一体となって初めて意味を有するものであるから、本件借款契約全体の作成目的を離れて、その一部の規定目的を論ずることにより利益文書に該当する旨主張することは許されないといわなければならない。

(4) したがって、本件借款契約は利益文書に該当するものではない。

## 2 民事訴訟法第191条、同法第197条の類推適用について

(1) 原告らは、利益文書については、現行民事訴訟法第220条4号には除外事由が定められているのに対し、同条1号ないし3号にはそのような除外事由が定められておらず、同条4号の「前3号に掲げる場合のほか」という文言から、同条4号の除外規定は同条1号ないし3号に類推適用されない旨主張する。

(2) しかしながら、平成10年の改正前の旧民事訴訟法（以下「旧法」という。）の解釈として、法律関係文書や利益文書については、旧法第272条ないし274条及び281条1項の証人の証言拒絶権が類推適用される解説するのが通説であり、また判例もそのように解している（仙台高決平成5年5月12日判時1460号38頁等他多数）。

然るに、平成10年の改正民事訴訟法（本段落において「新法」という。）について立法担当官は、新法第220条について、「旧法第312条の柱書および第1号から第3号までを現代語化しただけでそのまま踏襲し、これに第4号を付け加えた規定」と述べ、旧法下における利益文書や法律関係文書に証言拒絶事由が類推適用されるかとの点についての解釈問題は、「新法の下でもそのまま残る」旨述べている（法務省民事局参事官室編『一問一答新民事訴訟法』253頁（社団法人商事法務研究会、1996年））。また、新法第220条1号ないし3号の規定については、旧法第312条1号ないし3号の解釈がそのまま踏襲されることは衆議院法務委員会における政府委員の答弁からも明らかである（第136回国会衆議院法務委

員会議事録）。したがって、平成10年の新法施行後も、新法第220条3号の「利益文書」の解釈にあたって新法第191条及び第197条の規定が類推適用されることは疑う余地がない。

(3) これを本件についてみると、本件借款契約は、被告J B I Cの平成16年7月30日付意見書において述べたとおり「技術又は職業の秘密」及び「公務員の職務上の秘密」を含むものであるから、民事訴訟法第197条が類推適用される結果、被告J B I Cは文書提出義務を負うものではない。

3 以上から、本件借款契約は利益文書に該当せず、また、同法第197条の類推適用の結果、被告J B I Cは本件借款契約の提出義務を負わない。

## 第2 民事訴訟法第220条4号ロの該当性

### 1 「公務員」ないし「公務員の職務」の意義

(1) 原告らは、国際協力銀行法上、被告J B I Cの役員及び職員は、「刑罰その他罰則の適用について」法令により公務に従事する職員とみなされるに過ぎないことから、民事訴訟法第220条4号ロの「公務員」には当たらない旨主張する。

しかしながら、国際協力銀行法第20条が「刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす」と規定するのは、被告J B I Cの業務の性格は公共的色彩が強いことに鑑み、その業務の適正妥当な運営を期すため、少なくとも刑法その他の罰則の適用については公務員として取扱うことを明確にしたものである。同法第20条は、その文言上も「刑法その他の罰則の適用についてのみ」と規定しているわけではなく、刑法その他の罰則の適用以外の関係において公務員とみなされるか否かは、当該問題となる法律の解釈に委ねているのである。

したがって、国際協力銀行法第20条の文言を根拠に被告J B I Cの役員及び職員が民事訴訟法第220条4号ロの「公務員」に該当しないとする原告らの主張は失当である。

(2) 被告J B I Cの役職員は、被告J B I Cの平成16年7月30日付意見書において述べたとおり、民事訴訟法第220条4号ロの「公務員」に含まれると解すべきである。実質的にも、被告J B I Cが行う「海外経済協力業務」の一業務たる円借款の供与は、日本の外交関係の一翼を担うものであり「公務」に属するものであることは明らかであるところ、民事訴訟法第220条4号ロにいう「公務員の職務」とは「公務」を指す、あるいは「公務」を含むことは明らかであるから、本件借款契約は民事訴訟法第220条4号ロの「公務員の職務上の文書」に該当すると言わなければならない。

この点、原告らは、被告J B I Cが本件円借款契約は私法上の契約である旨主張していることをもって、「公務（公務員による職務）上の文書」に該当しない旨主張する。

しかしながら、公務員による契約の締結であっても、例えば、諸官庁が民間企業と締結する賃貸借契約は私法上の契約たる性質を有するものであって、それ自体はかかる契約の締結が「公務」として行われていることと何ら矛盾するものではない。本件借款契約も被告J B I Cとインドネシア政府間の金銭消費貸借関係を規律するものであることから私法上の契約であるものの、円借款契約を締結して円借款を実行することはまさに外交の一手段であるODA（政府開発援助）を実施することであり、これが公務であることは疑う余地がない。したがって、原告らの反論には理由がない。

(3) 以上から、本件借款契約は、民事訴訟法第220条4号ロの「公務員の職務上の文書」に当たる。

## 2 秘密性の要件

(1) 原告らは、所謂 3 条件に関する規定の内容は既に公になっているのであるから、3 条件に関する規定はもはや公務上の秘密には該当しない旨主張する。

しかし、被告 J B I C は所謂 3 条件の内容自体については大要認めているものの、その具体的文言は公になっておらず、又、その位置付け、意味づけは争っている。また、原告らが主張するところの 3 条件の履行を確保するための特約の内容（原告ら準備書面(12) 7 頁 a ないし d として記載されている各特約。以下「本件履行確保特約」という。）については、被告 J B I C はこれまで認めたことはない。

原告らは、被告 J B I C がその第 5 準備書面 9 頁において「原告らの主張する 3 条件の内容（原告ら準備書面(12) 7 頁）については、大要認める。」と認否したことについて、この「3 条件」には本件履行確保特約も含まれるものと一方的かつ独善的に解釈しているが（原告ら準備書面(19) 20 頁、原告ら準備書面(26) 5 頁）、被告 J B I C は本件履行確保特約が存在するか否かについては何ら認否していないことは明らかである。借款契約の内容は、既に被告 J B I C 自ら公開しているものを除いて公開されないことが前提とされており、「職務上の秘密」を構成するものであるから、被告 J B I C は今後も本件借款契約の内容に関する原告らの主張については、当該主張が事実であろうとなかろうと、また類似の規定があろうとなかろうと、本件借款契約の内容を推知させるような認否を行うことはしないし、また、認否できない。

以上のとおり、被告 J B I C は所謂 3 条件についてはその位置付け、意味づけを争っており、本件履行確保特約についてはこれを認めたことはないのであるから、開示しても弊害が生じないとする原告らの主張は誤りであり、

到底採用できるものではない。

- (2) 原告らは、また、借入国の信用力・事業実施能力に関する条項については、その最も重要な要素である金額、金利、償還期限が既に公開されており、その他の基本約定や調達ガイドライン等に定められた基本事項も公開されていることから、所謂3条件に関する規定以外の部分についても「公務秘密文書」に該当しない旨主張する。

しかしながら、かかる原告らの主張は金融実務についての理解を欠くものであって、到底同意できるものではない。金融機関は貸付債権について滞りなく約定通り返済を受けるために、借入人に対し一定の報告義務を課して借入人のクレジットリスクに重大な影響を及ぼす事象が発生していないかどうか適切なモニタリングをするほか、予め借入人に様々な義務を課すのが一般的である。したがって、金融機関としては、債権保全の観点から、貸付実行後には、借入人のクレジットリスクに重大な影響を及ぼす事象の有無についてのモニタリングもまた重視しているのであって、ここで如何なる義務を課すかについては、契約書毎に様々であり、この点は借入人の信用力及び事業実施能力や、これに関する金融機関の見方が如実に現れるところである。したがって、これを第三者に公開することは到底考えられない。すなわち、金融機関の貸付契約においては、当該貸付実行後に借入人に対して如何なる義務を負担させ、また、貸付人に如何なる権利を留保させるかが重要なのである。

したがって、貸付金額や金利等が公開されていることから本件借款契約の他の条項についても公開することができるはずであるという趣旨の原告らの主張は、何ら理由がなくおよそ採用できるものではない。

- (3) 以上のとおり、原告らの「秘密性」に関する主張は何ら的を射ておらず失当である。

### 第3 民事訴訟法第220条4号ハ該当性

- 1 原告らは、被告J B I Cの本件借款契約は民事訴訟法第220条4号ハ、同法第197条1項3号の「職業の秘密」に該当する旨の主張について、その該当する具体的な内容に関する主張がなく、最高裁判例に照らせば文書提出義務を免れない旨主張する。
- 2 しかし、被告J B I Cは既に平成16年7月30日付意見書において、「借入国の信用力及び事業の実施能力に関する情報その他これに密接に関連する情報」と具体的に主張しており、これらの情報が公表されれば、当該借入国のみならず他の円借款の借入国との信頼関係を損なうおそれがある旨主張している。ODAは外交手段の一つであって、前述のとおり、借款契約には、各国、各実施機関の信用力及び事業実施能力が条件となって如実に反映されているのであるから、借款契約の内容を他国とのものと比較検討することができる事態は避けなければならず、これが開示されれば被告J B I Cの職務に深刻な影響を与える、以後その遂行が困難となることは明らかである。  
この点、原告らは、世界銀行は借款契約を開示している旨主張するが、世界銀行のような借入国を含む多数の国が出資参加する国際機関は、個別の国の援助機関とは異なり当該国際機関の出資国である加盟国（借入国を含む）が情報開示方針についても同意しているのであって、非公開を大前提とした個別の国による借款契約の場合と同列に論じることはできない。有償資金協力を実行しているフランス、ドイツ及びスペインも借款契約書を公にしたことがないという事実からも、本件においては外交問題を考慮する必要がない国際機関たる世界銀行とは異なる考察が必要であることは明らかである。
- 3 以上のとおり、原告らの主張は何ら理由がない。

## 第4 部分開示・インカメラ手続について

### 1 部分開示の可否について

- (1) 原告らは、「3条件に関する規定の内容は既に公になっているのであるから、3条件に関する規定はもはや公務上の秘密には該当しない。」(原告意見書15頁)ことを理由に、少なくとも所謂3条件についての部分開示は可能である旨主張する。
- (2) しかしながら、被告J B I Cは、所謂3条件について首尾一貫して「大要認める」との認否を行っているのみであり、本件借款契約における実際の規定ぶりは未だ明らかになっていない。また、上述したとおり、所謂3条件の位置付けや意味付けについては明らかとなっておらず、また、本件履行確保特約についても明らかになっていない。したがって、原告らのいう所謂3条件の部分についても依然として秘密性がある以上、この部分について部分開示義務が生じる余地はない。
- (3) さらに部分開示をした場合には、残る不開示部分における条項の個数や各条項の長さなどから、被告J B I Cがインドネシア共和国の信用力や事業の実施能力をどのように評価しているかが推し量られることとなり、結果として、全部開示をした場合と同等の不利益を被るおそれがある(丁A第15号証5頁、6頁)。

したがって、本件借款契約の部分開示に応ずることはできない。

### 2 インカメラ手続の必要性について

被告J B I Cの平成16年7月30日付意見書7頁及び10頁において述べたとおり、借款契約は非公開を前提に借入国から提供された信用情報、融資対象プロジェクトに係る詳細情報等を反映したものであるから、これが公表されると当該借入国のみならず、他の円借款の借入国との信頼関係を損なうおそれがあり、結果として、今後の円借款の実施及び借款契約の交渉に著しい支障を

生ずるおそれがある。この点は、本件借款契約の内容を確認しなくとも容易に認められるものであるから、本件借款契約について民事訴訟法第223条6項に基づくインカamera手続を行う必要性はない。

以 上